

# 令和4(2022)年度

## 新規就農者定着緊急支援事業のご案内

コロナ禍における肥料などの資材価格高騰の影響を緩和するため、新規就農者資材等の購入や施設整備を支援します！

募集期間

令和4年

7/21~8/31

### 対象者

認定新規就農者（青年等就農計画の有効期間の終期が令和4年4月1日以降となっていること）

### 事業の概要

国、県等の公的機関が助成する他の事業と重複する場合は補助対象となりません。ただし、国費を財源としない市町事業は併用可能とします。

#### 1. 新規就農者資材等購入支援事業

肥料や出荷資材等の価格高騰相当分の一部を作付面積に応じて支援金として助成します。

区分		単価		補助限度額
園芸	施設園芸	10aあたり	12,500円	5万円
	上記以外	10aあたり	5,000円	5万円
土地利用型作物		10aあたり	5,000円	5万円
畜産	酪農	10頭あたり	325,000円	50万円
	肉用牛	10頭あたり	175,000円	50万円

※畜産（酪農・肉用牛）は、配合飼料価格安定制度の補てん金を控除すること。

#### 2. 新規就農者施設整備支援事業

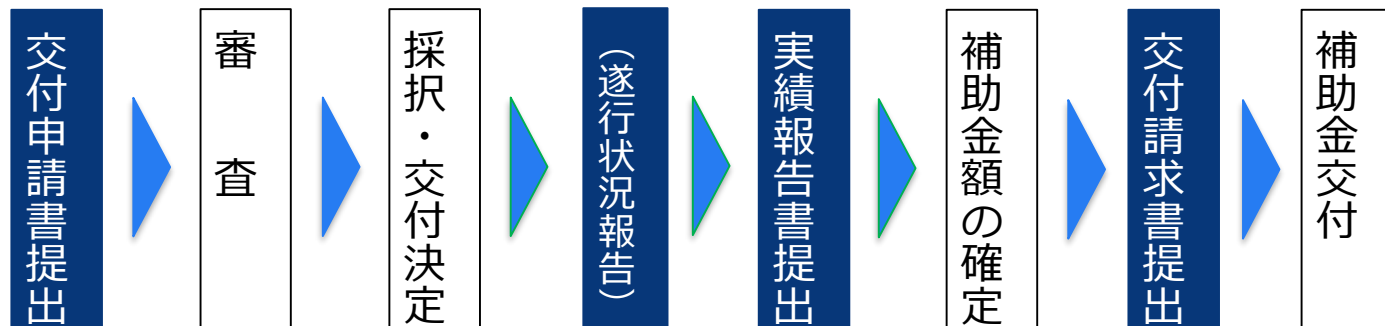
青年等就農計画に位置付ける施設（パイプハウス等）整備に要する経費のうち、価格高騰分の一部を助成します。

補助対象	補助率	補助限度額
園芸施設（附帯設備含む）、果樹棚、畜舎など ※1 施設の設置経費や用地の取得費は除く。 ※2 汎用性の高い施設（倉庫など）や農業機械は対象外とする。	1 / 6 以内	1 7 5 万円

※令和4年4月1日から令和5年2月末までに着工、完了する施設整備が対象になります。

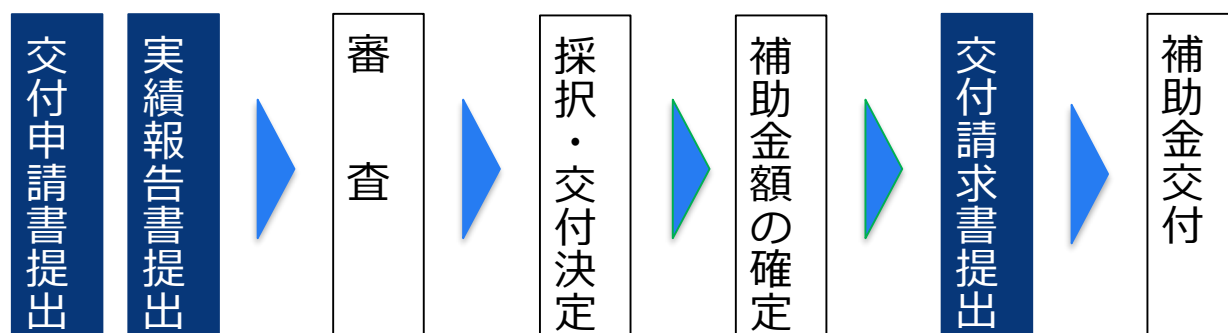
※青年等就農計画へ位置づけていること

## 補助金交付までの流れ

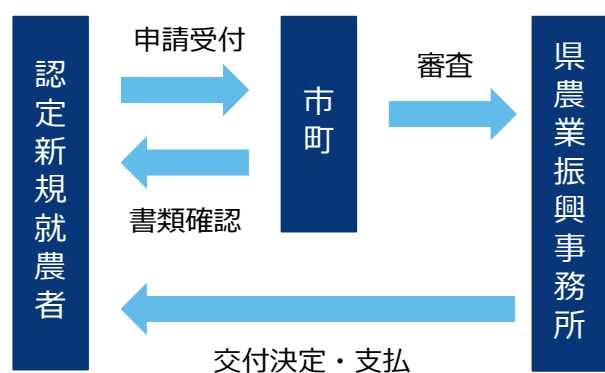


※新規就農者「資材等購入」支援事業のみ申請される方や、新規就農者「施設整備」支援事業が完了している方は、以下の手続きが可能です。

【一括申請】 交付申請書及び実績報告書を一括で申請してください。



## 申請方法



公募期間内に、**青年等就農計画の認定を受けた市町**に以下の提出書類を郵送、又は持参してください。

<提出書類>

交付申請書（実績報告書）、その他必要書類

※申請用チェックシートをご確認ください。

☆事業の詳細はホームページをご覧ください。

新規就農者定着緊急支援事業

検索

本誌には掲載していない補助要件等があります。

事業の詳細は、お近くの農業振興事務所、又は農政部経営技術課までお問い合わせください

## お問い合わせはこちらへ

※土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

河内農業振興事務所 経営普及部 TEL：028-626-3072

塩谷南那須農業振興事務所 経営普及部 TEL：0287-43-2318

上都賀農業振興事務所 経営普及部 TEL：0289-62-6125

那須農業振興事務所 経営普及部 TEL：0287-22-2826

芳賀農業振興事務所 経営普及部 TEL：0285-82-3074

安足農業振興事務所 経営普及部 TEL：0283-23-1431

下都賀農業振興事務所 経営普及部 TEL：0282-24-1101

農政部経営技術課 担い手育成担当 TEL：028-623-2317